

避難所環境を整備し災害関連死を防ぐ！

■ 大規模災害時、県が避難所運営を主体的に行います(県地域防災計画で規定済)

- 県・災害対策本部が、避難所の食事や物資の確保・供給、各種支援調整等を実施
 - ・ 避難所が不足する場合は県も避難所を開設
 - ・ 「市町村支援チーム」の派遣や避難所運営に係る人員派遣、広域での自治体支援の調整などの支援を実施
- 高齢者・障がい者等の要配慮者への対応(災害時の人への支援)
 - ・ 県保健医療福祉対策統合本部で、保健医療と福祉活動を総合調整

■ 避難所環境の整備をお願いします

- 避難所の冷暖房設備、TKB(トイレ、温かい食事、ベッド、風呂)確保をお願いします
 - ・ 国交付金や県防災・危機管理対策交付金の活用をご検討ください
 - ・ 県は、簡易ベッド等の資機材を整備・備蓄し、市町村からの要請に応じて迅速に供給します
- 住民、NPO、民間団体等と連携した円滑な開設・運営ができる体制づくりをお願いします

能登半島地震を踏まえた 県の主な対応状況

- ◆ 鳥取県総合防災情報システム R7.4運用開始
- ◆ 災害オペレーション室の整備(県庁第2庁舎4階)
- ◆ ドローン・レスキューユニット
(官民連携によるドローン活用)
- ◆ 空から海から救助・輸送オペレーション
 - ・ 大型ヘリ、ホバークラフトの適地調査
 - ・ 広域防災拠点整備(県中部)
- ◆ トイレカー、シャワーカー、スターリンクの整備
- ◆ 感震ブレーカーの設置促進



簡易ベッド



プライバシーテント



炊出し用資機材



簡易トイレ